

事業所税減免の手引

目次

減免の範囲.....	2
手続.....	2
判定.....	2
共用部分の取り扱い.....	2
規則第 19 条第 1 項各号に掲げる施設.....	3
①自動車教習所.....	3
②修学旅行等用バス事業施設.....	4
③酒類保管用倉庫.....	6
④タクシー施設.....	8
⑤中小企業近代化助成施設.....	10
⑥農林中央金庫.....	11
⑦農林水産業者共同利用施設.....	12
⑧果実・炭酸飲料保管用倉庫.....	13
⑨ビルメンテナンス施設.....	15
⑩古紙回収施設.....	16
⑪家具保管施設.....	17
⑫製糸・織物業施設.....	18
⑬漬物製造施設.....	22
⑭い草製品保管施設.....	23
⑮倉庫業等施設.....	25
⑯粘土かわら業施設.....	27
様式.....	28

減免の範囲

明石市市税条例施行規則第 19 条第 1 項各号に掲げる施設において事業を行うとき、申請することにより事業所税の減免を受けることができます。

手続

減免の適用を受けようとする場合には、下記申請期限までに「事業所税減免申請書」を提出しなければなりません。その際、減免を受けようとする事由を証する書類を添付してください。

法人：事業年度終了後から 2 月以内

個人：翌年の 3 月 15 日

様式「事業所税減免申請書」 ⇒ P.28 に掲載

判定

減免の適用を受けるものであるかどうかの判定は、課税標準の算定期間の末日の現況により行います。

ただし、算定期間の中途において事業所等を廃止した場合は、その廃止の直前に行われていた事業により減免の適用の判定を行います。

共用部分の取り扱い

減免の適用を受ける床面積は、対象となる施設の床面積のみであり、廊下等の共有部分は含まれません。

この手引きには概要のみを掲載しておりますので、減免の適用を受けられるかどうか等の詳細につきましては、市民税課までお問い合わせください。

規則第 19 条第 1 項各号に掲げる施設

規則第 19 条第 1 項各号に掲げる施設において事業を行うときは、各号に掲げる割合に基づき減免を行うこととします。

①自動車教習所

対象施設	資産割	従業者割
道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号）第 99 条第 1 項に規定する指定自動車教習所	2 分の 1	2 分の 1

<減免対象となる施設>

指定自動車教習所

自動車教習所とは・・・

免許を受けようとする者に対し、自動車の運転に関する技能及び知識について教習を行う施設をいう。

指定自動車教習所とは・・・

自動車教習所のうち、下記の要件すべてを満たす施設をいう。

- (1) 当該自動車教習所の所在地を管轄する公安委員会に届出を行っているもの
- (2) 一定の種類免許を受けようとする者に対し、教習を行うもの
- (3) 当該自動車教習所の運営形態が、道路交通法第 99 条第 1 項各号及び同法施行令第 35 条第 3 項に規定する基準を満たしているもの
- (4) 当該自動車教習所を設置し、又は管理する者の申請に基づき、(1)の公安委員会が指定したもの

<減免事由を証する書類>

道路交通法施行規則様式別記第 21 に規定する指定書の写し

②修学旅行等用バス事業施設

対象施設	資産割	従業者割
道路運送法（昭和 26 年法律第 183 号）第 9 条の 2 第 1 項に規定する一般貸切旅客自動車運送事業者がその本来の事業の用に供する施設のうち、事務所以外の部分（当該事業者がその本来の事業の用に供するバスの全部又は一部を学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 1 条に規定する学校（大学を除く。）又は同法第 124 条に規定する専修学校がその生徒、児童又は園児のために行う旅行の用に供した場合に限る。）	一定割合	一定割合

※上記一定割合とは、資産割額及び従業者割額に次の算式を乗じて算出した額とする。

$$\frac{\text{当該旅行に係るバスの走行キロメートル数の合計数}}{\text{当該事業者のその本来の事業に係るバスの総走行キロメートル数の合計数}} \times \frac{1}{2}$$

<減免対象となる事業者>

その本来の事業の用に供するバスを学校及び専修学校の生徒、児童及び園児の旅行の用に供した一般貸切旅客自動車運送事業者

<減免対象となる施設>

上記の事業者がその本来の事業の用に供する施設のうち、事務所以外の部分

一般貸切旅客自動車運送事業者とは・・・

一個の契約により、定員 11 人以上の自動車を貸し切って旅客を運送する一般旅客自動車運送業者をいう。

一般旅客自動車運送事業者とは・・・

特定旅客自動車運送業者（特定の者の需要に応じ、一定の範囲の旅客を運送する旅客自動車運送事業者）以外の旅客自動車運送事業者をいう。

減免の対象となる教育機関とは・・・

幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、高等専門学校及び専修学校をいう。（大学、保育所及び認定こども園等は対象外）

＜一般旅客自動車運送事業者が一般貸切旅客自動車運送事業以外の事業を行う場合＞

一般旅客自動車運送事業（以下「バス事業」という。）者が、一般貸切旅客自動車運送事業以外の一般旅客自動車運送事業（以下「貸切以外のバス事業」という。）を行っている場合における一般貸切旅客自動車運送事業（以下「貸切バス事業」という。）の用に供する施設部分の算定は、下記の要領にて行います。

（１） 貸切バス事業の用に供する施設と貸切以外のバス事業の用に供する施設が明確に区分されている場合

貸切バス事業の用に供する施設部分

（２）（１）以外の場合

下記の算式により算定した貸切バス事業の用に供する施設部分

（事業所床面積）

$$\begin{array}{l} \text{貸切バス事業の用に供} \\ \text{する事業所床面積} \end{array} = \begin{array}{l} \text{区分が明確でないバス} \\ \text{事業に係る事業所床面} \\ \text{積} \end{array} \times \frac{\text{貸切バス事業本来の事} \\ \text{業の用に供する車両数}}{\text{バス事業本来の事業の} \\ \text{用に供する車両数}}$$

（従業者給与総額）

$$\begin{array}{l} \text{貸切バス事業に係る従} \\ \text{業者給与総額} \end{array} = \begin{array}{l} \text{区分が明確でないバス} \\ \text{事業に係る従業者給与} \\ \text{総額} \end{array} \times \frac{\text{貸切バス事業本来の事} \\ \text{業の用に供する車両数}}{\text{バス事業本来の事業の} \\ \text{用に供する車両数}}$$

※上記の算式において用いる床面積、従業者給与総額及び車両数については、課税標準の算定期間の末日の現況によるものとする。

＜減免事由を証する書類＞

- ・道路運送法第４条第１項の規定により国土交通大臣から許可を受けた際の許可証
- ・次に掲げる事項を記載した書類
 - ア 旅行を行った学校名
 - イ 旅行年月日
 - ウ 当該旅行における総走行キロメートル数
 - エ 事業年度内の総走行キロメートル数
 - オ 総車両数
 - カ 貸切バス車両数

③酒類保管用倉庫

対象施設	資産割	従業者割
酒税法（昭和 28 年法律第 6 号）第 9 条に規定する酒類の販売業のうち卸売業に係る酒類の保管の用に供する倉庫	2 分の 1	なし

<減免対象となる施設>

酒類の卸売業に係る当該酒類の保管用倉庫

酒類とは・・・

アルコール分 1 度以上の飲料（薄めたり溶解したりすることでアルコール分 1 度以上の飲料とすることができるものを含む。）をいう。

酒類の販売業のうち卸売業とは・・・

酒税法第 9 条の規定により酒類の販売業の免許を与えられた者が行う酒類販売業者又は酒類製造業者に対する酒類の販売業をいう。

ただし、酒税法第 11 条第 1 項の規定により免許に酒類の販売方法についての条件が附されている場合には、卸売業による販売が認められた免許を与えられた者に限り、減免を適用するものとする。

酒類の保管の用に供する倉庫とは・・・

免許を受けた販売場に附置された酒類の保管用施設のほか、酒類の販売業者が販売の目的で所持する酒類を貯蔵する場所（以下「蔵置所」という。）をいう。

なお、蔵置所とは、酒類蔵置所設置報告書により、当該蔵置所の所在地の所轄税務署長に報告されているものをいい、当該場所においては酒類の販売行為を行うことはできない。

<酒類の販売業者が酒類以外の販売品を取り扱っている場合>

酒類の販売業者が、酒類と酒類以外の販売品の保管を同一の保管施設にて行っている場合における酒類の保管の用に供する施設の床面積の算定は、下記の要領にて行います。

(1) 酒類の保管部分と酒類以外の保管部分が明確に区分されている場合

酒類の保管部分の床面積

(2) (1)以外の場合のうち、課税標準の算定期間内における酒類の保管部分の床面積の最大値と最小値の差が2倍未満である場合

課税標準の算定期間の末日における酒類の保管部分の床面積

(3) (1)及び(2)以外の場合

下記の算式により算定した酒類の保管部分の床面積

$$\text{酒類の保管部分の床面積} = \frac{\text{課税標準の算定期間に属する各月の月末現在の酒類の保管部分の床面積の合計面積}}{\text{課税標準の算定期間の月数}}$$

<酒類の卸売業者が酒類の小売業を行っている場合>

酒類の卸売業者が酒類の小売業を併せ行っている場合における酒類の卸売業に係る倉庫部分の床面積の算定については、下記の要領にて行います。

(1) 酒類の卸売業に係る倉庫部分と酒類の小売業に係る倉庫部分が明確に区分されている場合

酒類の卸売業に係る倉庫部分の床面積

(2) (1)以外の場合

下記の算式により算定した酒類の卸売業に係る倉庫部分の床面積

$$\text{酒類の卸売業に係る倉庫部分の床面積} = \text{酒類の保管部分の床面積} \times \frac{\text{卸売業に係る酒類の販売数量 (リットル換算)}}{\text{酒類の総販売数量 (リットル換算)}}$$

<減免事由を証する書類>

・酒税法第9条第1項に基づく酒類の販売免許の写し

・次に掲げるいずれかの事項を記載した書類

ア 課税標準の算定期間中の各月の月末現在の酒類の保管部分の床面積

イ 課税標準の算定期間の末日における酒類の保管部分の床面積

・酒税法第47条第4項の規定に基づく酒類の販売数量等報告書の写し

④タクシー施設

対象施設	資産割	従業者割
法第 701 条の 41 第 1 項の表の第 15 号に掲げる施設（市内に有するタクシーの台数が 250 台以下である者に係るものに限る。）	全額	全額

<減免対象となる施設>

タクシーを使用して行う一般乗用旅客自動車運送事業（以下「タクシー事業」という。）を行う者がその本来の用に供する施設のうち下記の要件を満たすもの

- (1) 事務所以外の部分
- (2) タクシーの台数が 250 台以下であるもの

一般乗用旅客自動車運送事業者とは・・・

一個の契約により、定員 11 人未満の自動車を貸し切って旅客を運送する一般旅客自動車運送業者をいう。

タクシーとは・・・

一般乗用旅客自動車運送事業者がその事業の用に供する自動車のうち、ハイヤー以外のものをいう。

ハイヤーとは・・・

一般乗用旅客自動車運送事業者がその事業の用に供する自動車のうち、当該自動車による運送の引受けが営業所のみで行われるものをいう。

<タクシー事業者がハイヤー事業を行っている場合>

タクシー事業者がハイヤー事業を併せ行っている場合におけるタクシー事業の用に供する施設部分の算定については、下記の要領にて行います。

(事業所床面積)

$$\begin{array}{l} \text{タクシー事業の用に供} \\ \text{する事業所床面積} \end{array} = \begin{array}{l} \text{タクシー事業及びハイ} \\ \text{ヤー事業を行う施設の} \\ \text{事業所床面積} \end{array} \times \frac{\begin{array}{l} \text{タクシー事業の用に供} \\ \text{する車両数} \end{array}}{\text{総車両数}}$$

(従業者給与総額)

$$\begin{array}{l} \text{タクシー事業に係る従} \\ \text{業者給与総額} \end{array} = \begin{array}{l} \text{タクシー事業及びハイ} \\ \text{ヤー事業に係る従業者} \\ \text{給与総額} \end{array} \times \frac{\begin{array}{l} \text{タクシー事業の用に供} \\ \text{する車両数} \end{array}}{\text{総車両数}}$$

<減免事由を証する書類>

・道路運送法第4条に基づくタクシー事業の営業許可証

・次に掲げる事項を記載した書類

ア 営業所名

イ 営業所の所在地

ウ タクシーの台数

エ ハイヤーの台数

⑤中小企業近代化助成施設

対象施設	資産割	従業者割
中小企業振興事業団法（昭和 42 年法律第 56 号）の施行前において中小企業近代化資金等助成法（昭和 31 年法律第 115 号）に基づく貸付けを受けて設置された施設（法第 701 条の 34 第 3 項第 18 号に規定する事業に相当する事業を行う者が当該事業の用に供する同号に掲げる施設に相当するものに限る。）	全額	全額

<減免対象となる施設>

中小企業近代化資金等助成法に基づく貸付けを受けて設置された施設

法第 701 条の 34 第 3 項第 18 号に規定する事業に相当する事業とは・・・

次に掲げるいずれかの事業に相当する事業（以下「連携集積活性化事業」という。）をいう。

- (1) 独立行政法人中小企業基盤整備機構法第 3 条第 2 号に規定する中小企業の事業の共同化に係る事業
- (2) 同条第 3 号に規定する事業協同組合等の組合員又は所属員が一の団地又は主として一の建物に集合して事業を行うため、工場、事業場、店舗その他の施設を整備する事業
- (3) 同条第 4 号に規定する組合又は連合会の組合員又は所属員の経営の合理化を図るため、工場、事業場、店舗その他の施設を整備する事業

当該事業の用に供する同号に掲げる施設に相当するものとは・・・

連携集積活性化事業の用に供する施設のうち、工場、研究施設、情報サービス業を行う事業場、店舗、倉庫及び共同施設並びにこれらの附属設備をいう。

中小企業近代化資金等助成法に基づく貸付けとは・・・

都道府県が、中小企業者の創業及び経営基盤の強化に必要な設備の導入の促進に資するために行う資金の貸付けをいう。

<減免事由を証する書類>

- ・資金の貸付けに係る書類の写し

⑥農林中央金庫

対象施設	資産割	従業者割
農林中央金庫がその本来の事業の用に供する施設	全額	全額

<減免対象となる施設>

農林中央金庫がその本来の事業の用に供する施設

⑦農林水産業者共同利用施設

対象施設	資産割	従業者割
農業協同組合、水産業協同組合及び森林組合並びにこれらの組合の連合会が農林水産業者の共同利用に供する施設（法第 701 条の 34 第 3 項第 12 号に掲げる施設並びに購買施設、結婚式場、理容又は美容のための施設及びこれらに類するものを除く。）	全額	全額

<減免対象となる施設>

農業協同組合、水産業協同組合及び森林組合並びにこれらの組合の連合会（以下「農業協同組合等」という。）が、農林水産業者の共同利用の用に供する施設

ただし、次に掲げる施設については、減免を適用しないものとする。

- (1) 法第 701 条の 34 第 3 項第 12 号の規定の適用を受けるもの
- (2) 購買施設、結婚式場、理容又は美容のための施設及びこれらに類するもの

法第 701 条の 34 第 3 項第 12 号の規定（非課税規定）の適用を受けるものとは・・・

農業協同組合等が農林水産業者の共同利用の用に供する施設のうち、次に掲げるものをいう。

- (1) 生産の用に供するもの
- (2) 次に掲げるいずれかの交付又は貸付け（以下「貸付け等」という。）を受けて設置される施設で保管、加工又は流通の用に供するもの
 - ア 国の補助金又は交付金の交付
 - イ 株式会社日本政策金融公庫の資金の貸付け
 - ウ 農業近代化資金の貸付け
 - エ 漁業近代化資金の貸付け
- (3) 貸付け等を受けて設置される施設で農林水産業者の研修のための施設
- (4) 貸付け等を受けて設置される施設で農林水産業に関する試験研究のための施設

<減免事由を証する書類>

- ・対象施設の平面図
- ・対象施設の利用目的を証する書類等

⑧果実・炭酸飲料保管用倉庫

対象施設	資産割	従業者割
果実飲料の日本農林規格（平成 10 年農林水産省告示第 1075 号）第 1 条に規定する果実飲料又は炭酸飲料の日本農林規格（昭和 49 年農林省告示第 567 号）第 2 条に規定する炭酸飲料の製造業に係る製品等の保管の用に供する倉庫（延べ面積 3,000 平方メートル以下のものに限る。）	2 分の 1	なし

<減免対象となる施設>

果実飲料又は炭酸飲料の製造業に係る製品等の保管用倉庫
ただし、延べ面積が 3,000 平方メートル以下のものに限る。

果実飲料とは・・・

濃縮果汁、果実ジュース、果実ミックスジュース、果粒入り果実ジュース、果実・野菜ミックスジュース及び果汁入り飲料をいう。

ただし、飲食料品及び油脂の格付の表示の様式及び表示の方法（昭和 54 年農林水産省告示第 1182 号）第 2 条及び別記様式 1 に基づく格付け表示（J A S 表示）がなされているものに限る。（炭酸飲料において同じ。）

炭酸飲料とは・・・

次に掲げる液体飲料のうち、果実飲料以外のものをいう。

- (1) 飲用適の水に二酸化炭素を圧入したもの
- (2) (1)に甘味料、酸味料、フレーバリング等を加えたもの

製造業とは・・・

果実飲料及び炭酸飲料を製造することを業としているものをいう。（卸売業及び小売業に係るものを除く。）

製品等の保管の用に供する倉庫とは・・・

果実飲料及び炭酸飲料の製品並びに当該飲料を入れるための容器を保管するための施設をいう。

＜果実飲料及び炭酸飲料の製造業者が当該飲料以外の製品及び容器を保管している場合＞

果実飲料及び炭酸飲料の製造業者が、当該飲料に係る製品及び容器とその他の製品及び容器の保管を同一の保管施設にて行っている場合における当該飲料に係る製品及び容器の用に供する施設の床面積の算定は、下記の要領にて行います。

(1) 当該飲料の保管部分とその他の保管部分が明確に区分されている場合

当該飲料の保管部分の床面積

(2) (1)以外の場合のうち、課税標準の算定期間内における当該飲料の保管部分の床面積の最大値と最小値の差が2倍未満である場合

課税標準の算定期間の末日における当該飲料の保管部分の床面積

(3) (1)及び(2)以外の場合

下記の算式により算定した当該飲料の保管部分の床面積

$$\text{当該飲料の保管部分の床面積} = \frac{\text{課税標準の算定期間に属する各月の月末現在の当該飲料の保管部分の床面積の合計面積}}{\text{課税標準の算定期間の月数}}$$

＜減免事由を証する書類＞

- ・登録認定機関が作成した、果実飲料及び炭酸飲料が製造された工場に係る当該飲料について J A S 表示ができる旨の証明書の写し

登録認定機関とは・・・

農林物資の規格化等に関する法律（昭和 25 年法律第 175 号）第 17 条の 2 第 1 項の規定により農林水産大臣の登録を受けた法人をいう。

- ・次に掲げるいずれかの事項を記載した書類

ア 課税標準の算定期間中の各月の月末現在の当該飲料の保管部分の床面積

イ 課税標準の算定期間の末日における当該飲料の保管部分の床面積

⑨ビルメンテナンス施設

対象施設	資産割	従業者割
ビルの室内清掃、設備管理等の事業を行う者がその本来の事業の用に供する施設	なし	全額

<減免対象となる施設>

ビルメンテナンス業を行う者がその本来の事業の用に供する施設

ビルメンテナンス業とは・・・

労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則第 16 条第 1 項の規定に基づき告示された労災保険率適用事業細目表（厚生労働省告示第 16 号）における事業の種類番号 93 に規定するビルメンテナンス業をいい、ビルの総合的な管理等の事業をいう。

ビルの総合的な管理等の事業とは・・・

ビルについてのサービスないし管理等を総合的に行う事業をいい、ビルの室内清掃、ビルの設備管理、その他ビルについての各種のサービスを総合的に行う事業をいう。

ビルの室内清掃とは・・・

廊下、湯沸場、トイレット、玄関ホール、事務室等の清掃をいう。

ビルについてのサービスないし管理とは・・・

ビル内の消毒、ネズミ・害虫等の駆除、電気・ボイラ・空調器・給排水機等の保守・運転・管理、電話交換・駐車場の管理、受付・守衛、火災予防、ビル内の売店等をいう。

※いずれも昭和 48 年 3 月 31 日基発第 193 号・発労徴第 24 号より

<減免事由を証する書類>

- ・当該事業内容を証する書類

⑩古紙回収施設

対象施設	資産割	従業者割
古紙の回収の事業を行う者がその本来の事業の用に供する施設	2分の1	なし

<減免対象となる施設>

古紙回収施設

古紙の回収の事業とは・・・

産業分類 5364 に規定する古紙卸売業をいう。

古紙卸売業とは・・・

製紙原料古紙問屋、製紙原料古紙集荷業、古紙問屋及び紙くず卸売業など、主として製紙原料用古紙及びその他の古紙を集荷、選別して卸売する事業をいう。(建場業を除く。)

建場業とは・・・

古繊維、金属、本、雑誌等(以下「屑物」という。)を回収する業者を利用して、屑物の回収を行い、収集した屑物を卸売する事業をいう。

<減免事由を証する書類>

- ・当該事業内容を証する書類

⑪家具保管施設

対象施設	資産割	従業者割
家具の製造又は販売の事業を専ら行う者が製品又は商品の保管の用に供する施設	2分の1	なし

<減免対象となる施設>

家具製品等保管施設

家具の製造又は販売の事業とは・・・

産業分類大分類 13 に規定する家具・装備品製造業、小分類 5511 に規定する家具・建具卸売業又は小分類 6011 に規定する家具小売業をいう。

家具とは・・・

日本標準商品分類中分類 83 に規定する家具をいう。

具体的には、たんす、戸だな、たな、箱、フォノキャビネット、机、テーブル、鏡台、台、いす及び腰掛け、ベッド、マットレス（運動用を除く。）金庫、ロッカー、器物台、衣こう（桁）つい（衝）立及びびょうぶ（屏風）、帽子掛け及びかさ（傘）立、ベビーサークル及び揺らん、サービスワゴン、本立（ブックエンドを含む。）及びマガジンラック、黒板、冷蔵庫（電気を使用しない冷蔵庫）、火ばち、教壇及び演壇、ふみ台、家具の部分品及び附属品並びにこれらに類するものをいう。

製品又は商品の保管の用に供する施設とは・・・

家具の製品又は商品（半製品を含む。）を保管する倉庫をいい、家具の材料を保管する倉庫については減免を適用できない。

ただし、製品又は商品の保管の用に供する施設と店舗が併置されており、両者の区分が明確でないときには、従業員のみが利用できる区域に当該製品等を保管する区域を設置している場合に限り、減免を適用できるものとする。

<減免事由を証する書類>

- ・当該事業内容を証する書類
- ・家具の製造又は販売の事業以外の事業を行っている場合には、それぞれの売上金額が記載された書類
- ・対象となる倉庫の平面図

⑫製糸・織物業施設

対象施設	資産割	従業者割
ねん糸・かさ高加工糸、織物及び綿の製造を行う者（ねん糸・かさ高加工糸の製造を行う者にあつては、専門に限る。）並びに機械染色整理の事業を行う者で中小企業等経営強化法（平成 11 年法律第 18 号）第 2 条第 1 項に規定する中小企業者に該当するものが原材料又は製品の保管（織物の製造を行う者にあつては、製造の準備を含む。）の用に供する施設	2分の1	なし

<減免対象となる施設>

中小企業者が行う製糸・織物業施設のうち次に掲げる施設

事業	対象施設
ねん糸製造業（専門に限る。）	原材料又は製品の保管用施設
かさ高加工糸製造業（専門に限る。）	原材料又は製品の保管用施設
織物製造業	原材料又は製品の保管用施設 製造準備施設
綿製造業	原材料又は製品の保管用施設
機械染色整理事業	原材料又は製品の保管用施設

中小企業等経営強化法に規定する中小企業者とは・・・

業種	資本金又は出資の総額	常時使用する従業員数
製造業・建設業・運輸業 その他の業種	3億円以下	300人以下

ねん糸製造業とは・・・

産業分類 1117 に規定するねん糸製造業をいう。

主として絹、レーヨン、綿、スフ、毛、合成繊維などの糸によりをかけ、一本の丈夫な糸を製造する事業をいう。

※産業分類説明、日本撚糸工業組合連合会HPより

かさ高加工糸製造業とは・・・

産業分類 1118 に規定するかさ高加工糸製造業をいう。

主としてアセテート、合成繊維などの糸に熱を与えながらよりをかけ、さらに反対方向のよりをかけることにより、伸縮性のある糸を製造する事業をいう。

※産業分類説明、日本撚糸工業組合連合会HPより

織物製造業とは・・・

産業分類中分類 112 に規定する織物業をいう。

綿・スフ織物業	主として綿糸、スフ糸、合成繊維紡績糸、和紡糸などで、幅 13 cm以上の織物を製造する事業
絹・人絹織物業	主として生糸、絹紡糸、レーヨン、合成繊維長繊維などで、幅 13 cm以上の織物を製造する事業
毛織物業	主としてそ毛糸、紡毛糸、合成繊維紡績糸などで、幅 13 cm以上の織物を製造する事業
麻織物業	主として亜麻糸、ちよ麻糸、黄麻糸、合成繊維紡績糸などで、幅 13 cm以上（ただし、ホース地は直径 25 cm）以上の織物を製造する事業
細幅織物業	主として綿糸、絹糸、麻糸、レーヨン、スフ糸、合成繊維糸などで、幅 13 cm未満の細幅織物を製造する事業 ゴム糸入織物を製造する事業
その他の織物業	主として他に分類されない幅 13 cm以上の織物を製造する事業

※ただし、ニット、フェルト、衣類、服飾雑貨、寝具、毛布、絨毯等については、他の分類に属するため、対象外となる。

※産業分類説明より

綿製造業とは・・・

産業分類 1159 に規定するその他の繊維粗製品製造業のうち、製綿業に該当するものをいう。

主として、綿花、落綿、スフ、合成繊維などで、中入綿、布団綿を製造する事業をいう。

※旧産業分類説明より

機械染色整理事業とは・・・

産業分類中分類 114 に規定する染色整理事業のうち、同分類 1145 に規定する織物手加工染色整理事業以外のものをいう。(ただし、下記の定義に該当するものに限る。)

主として、綿状繊維、糸、織物、ニット、レース、繊維雑品などに精練、漂白、浸染、捺染、その他の処理を行う事業(以下「精練等の処理」という。)のうち、その工程が機械的に行われているものをいう。

当該加工品の整理仕上工程が機械化されていても、精練等の処理が主として人力により行われている場合は、減免の対象とならない。

綿・スフ・麻織物機械染色業	主として綿、スフ、麻織物及び綿、スフ、麻風合成繊維織物に機械による精練等の処理を行う事業
絹・人絹織物機械染色業	主として絹(絹紡を含む。)、レーヨン織物及び絹、レーヨン風合成繊維織物に機械による精練等の処理を行う事業
毛織物機械染色整理事業	主として毛織物及び毛風合成繊維織物に機械による精練等の処理を行う事業
織物整理事業	主として織物(毛織物及び毛風合成繊維織物を除く。)に機械による精練等の処理を行う事業
綿状繊維・糸染色整理事業	主として綿状繊維及び糸に精練等の処理を行う事業
ニット・レース染色整理事業	主としてニット(靴下を含む。)、レースに精練等の処理を行う事業
繊維雑品染色整理事業	主としてタオル、細幅織物、組ひも、綱、網などに精練等の処理を行う事業

※産業分類説明より

織物製造業の製造準備施設とは・・・

製織までに必要となる経糸と緯糸の準備作業の用に供する施設をいう。

主として原材料の入荷後、製織に至るまでの段階で行われる整経、巻返し、綾取り、引通し等の作業が当該作業に該当するものとする。ただし、当該製造準備作業の一環として行われる下記作業の取り扱いについては、次の通りとする。

- (1) ねん糸 ねん糸製造業の取り扱いに倣い、当該作業の用に供する部分については、減免の対象外とする。
- (2) 染色 機械染色整理事業の取り扱いに倣い、当該作業の用に供する部分については、減免の対象外とする。

<減免事由を証する書類>

- ・当該事業内容を証する書類
- ・上記事業以外の事業を行っている場合には、それぞれの売上金額が記載された書類
- ・対象となる原材料又は製品の保管施設（織物製造業については製造準備施設）の平面図

⑬漬物製造施設

対象施設	資産割	従業者割
野菜又は果実（梅に限る。）のつけものの製造業者が直接これらの製造の用に供する施設（包装、びん詰、たる詰その他これらに類する作業の用に供するものを除く。）	4分の3	なし

<減免対象となる施設>

漬物製造作業用施設

漬物製造作業用施設とは・・・

産業分類 0932 に規定する野菜漬物製造業を営む者が、漬物の製造作業の用に供する施設をいう。

ただし、同分類 0931 に規定する野菜缶詰・果実缶詰・農産保存食料品製造業のうち野菜漬物缶詰製造業を行う者が、漬物の製造作業を行っている場合には、当該作業の用に供する部分に限り、減免を適用する。

漬物とは・・・

農産物漬物の日本農林規格（平成 17 年 11 月 14 日農林水産省告示第 3119 号）第 2 条に規定する農産物漬物のうち、農産物ぬか漬け類、農産物しょうゆ漬け類、農産物かす漬け類、農産物酢漬け類、農産物塩漬け類、農産物みそ漬け類、農産物こうじ漬け類及び農産物あかとうがらし漬け類に該当するものをいう。

漬物の製造作業の用に供する施設とは・・・

下記に掲げる各工程のうち、新漬については塩漬及び調味、古漬については高塩塩漬から調味までの各工程に用いられる施設をいう。

種類	工程
新漬	原材料入荷⇒塩漬⇒調味⇒袋詰⇒密封⇒冷却⇒出荷
古漬	原材料入荷⇒高塩塩漬⇒塩蔵⇒洗浄⇒切断⇒脱塩⇒压榨⇒調味⇒包装⇒殺菌⇒出荷

※全日本漬物協同組合連合会HPより

<減免事由を証する書類>

- ・当該事業内容を証する書類
- ・対象となる製造作業用施設の平面図

⑭い草製品保管施設

対象施設	資産割	従業者割
い草製品の製造を行う者が原材料又は製品の保管の用に供する施設（い草製品と併せ製造するポリプロピレン製花むしろに係るものを含む。）	2分の1	なし

＜減免対象となる施設＞

い草製品に係る原材料及び製品保管用施設

い草製品の製造を行う者とは・・・

産業分類中分類 328 に規定する畳等生活雑貨製品製造業を営む者のうち、い草を原材料として製品を製造するものをいう。

ただし、花むしろ製造業を営む者については、い草製品とともにポリプロピレン製のものを製造する者についても、減免の対象とする。

花むしろとは・・・

花ござともいい、むしろのうち麻糸又は綿糸の撚合せ糸を経糸とし、染色したい草を緯糸として織り込んだ敷物をいう。自然素材の代わりにポリプロピレン糸を用いる場合もある。

むしろとは・・・

主として藁を原材料として織り込んだ敷物をいう。ただし、い草を原材料とするものもある。

ござとは・・・

むしろの一種であり、い草を原材料として織り込んだ敷物をいう。

原材料又は製品の保管の用に供する施設とは・・・

い草製品の原材料又は製品を保管する倉庫をいう。

ただし、製品の保管の用に供する施設と店舗が併置されており、両者の区分が明確でないときには、従業員のみが利用できる区域に当該製品等を保管する区域を設置している場合に限り、減免を適用できるものとする。

<い草製品の製造業者がい草製品以外の製品を製造している場合>

い草製品の製造業者が、い草製品とい草製品以外の製品の保管を同一の保管施設にて行っている場合におけるい草製品の原材料及び製品の保管の用に供する施設の床面積の算定は、下記の要領にて行う。

(1) い草製品の保管部分とい草製品以外の保管部分が明確に区分されている場合

い草製品の保管部分の床面積

(2) (1)以外の場合のうち、課税標準の算定期間内におけるい草製品の保管部分の床面積の最大値と最小値の差が2倍未満である場合

課税標準の算定期間の末日におけるい草製品の保管部分の床面積

(3) (1)及び(2)以外の場合

下記の算式により算定したい草製品の保管部分の床面積

$$\text{い草製品の保管部分の床面積} = \frac{\text{課税標準の算定期間に属する各月の月末現在のい草製品の保管部分の床面積の合計面積}}{\text{課税標準の算定期間の月数}}$$

<減免事由を証する書類>

・当該事業内容を証する書類

・次に掲げるいずれかの事項を記載した書類

ア 課税標準の算定期間中の各月の月末現在のい草製品の原材料及び製品の保管部分の床面積

イ 課税標準の算定期間の末日におけるい草製品の原材料及び製品の保管部分の床面積

⑮倉庫業等施設

対象施設	資産割	従業者割
法第 701 条の 41 第 1 項の表の第 11 号、第 13 号、第 14 号又は第 18 号に掲げる施設のうち、倉庫業法（昭和 31 年法律第 121 号）第 7 条第 1 項に規定する倉庫業者がその本来の事業の用に供する倉庫又は港湾運送事業法（昭和 26 年法律第 161 号）第 2 条第 2 項に規定する港湾運送事業のうち同法第 3 条第 1 号若しくは第 2 号に掲げる一般港湾運送事業若しくは港湾荷役事業の用に供する上屋で、市内に有するこれらの施設に係る事業所床面積の合計面積が倉庫又は上屋のそれぞれについて 30,000 平方メートル未満であるもの	全額	全額

<減免対象となる施設>

次に掲げる倉庫又は上屋のうち、市内に所在する施設の事業所床面積の合計面積が倉庫又は上屋のそれぞれについて 30,000 平方メートル未満であるもの

- (1) 港湾区域及び臨港地区内における倉庫業者がその本来の事業の用に供する倉庫又は上屋
- (2) 一般港湾運送事業又は港湾荷役事業の用に供する上屋
- (3) 倉庫業者がその本来の事業の用に供する倉庫
- (4) 流通業務地区における倉庫のうち倉庫業者がその本来の事業の用に供するもの

倉庫業者とは・・・

倉庫業を営む者のうち国土交通大臣による登録を受けたものをいう。

港湾運送事業とは・・・

港湾運送を行う事業をいう。（営利目的であるかどうかを問わない。）

一般港湾運送事業とは・・・

荷主又は船舶運搬事業者の委託を受け、港湾等において貨物又は木材の受取、運送、荷さばき、保管、引渡を一貫して行う事業をいう。

港湾荷役事業とは・・・

港湾において貨物の船舶等への積込若しくは船舶等からの取卸又は荷さばき場への搬入、荷さばき場からの搬出若しくは荷さばき場における荷さばき若しくは保管を行う事業をいう。

上屋とは・・・

埠頭において貨物の一時保管・荷さばきを行う施設をいう。

一時保管という点で一般の倉庫とは区別され、上屋は港湾運送事業法、倉庫は倉庫業法の適用を受ける。

流通業務地区とは・・・

都道府県知事が定めた流通業務施設の整備に関する基本方針に係る都市の区域のうち、流通機能の向上及び道路交通の円滑化を図るため、都市計画に定められたものをいう。

<面積基準>

次のいずれかに該当する場合には、減免の対象外とする。

- (1) 市内に所在する倉庫の合計床面積が 30,000 平方メートル以上であるもの
- (2) 市内に所在する上屋の合計床面積が 30,000 平方メートル以上であるもの

(例) 市内に所在する倉庫が 40,000 m²、上屋が 10,000 m²である事業者

→(1)に該当するため、倉庫及び上屋の双方について減免の対象外とする。

<減免事由を証する書類>

- ・当該事業内容を証する書類
- ・対象となる倉庫又は上屋の平面図

⑩粘土かわら業施設

対象施設	資産割	従業者割
粘土かわらの製造を行う者がその本来の事業の用に供する施設（原料置場、乾燥場（成形場、施釉場を含む。）及び製品倉庫に限る。）	2分の1	なし

<減免対象となる施設>

粘土かわら製造用施設のうち次に掲げるもの

- (1) 原材料置場
- (2) 乾燥場
- (3) 製品倉庫

粘土かわらの製造を行う者とは・・・

産業分類 2131 に規定する粘土かわら製造業を行う者をいう。

粘土かわら製造業とは・・・

主として粘土製の棟飾りを含む粘土製屋根かわらを製造する事業をいう。ただし、主として厚形スレートを含むセメント製かわらを製造する事業は含まない。

厚形スレートとは・・・

セメントと砂を原材料とするセメントモルタルをプレス、脱水、成形した後、塗料で表面加工したものをいう。

乾燥場とは・・・

下記に掲げる粘土かわら製造工程のうち、成形から施釉までの工程が行われる施設をいう。

<粘土かわら製造工程>

原土処理⇒成形⇒乾燥⇒施釉⇒焼成⇒選別⇒梱包

成形とは・・・

原料に含まれる空気を抜きながら練り出し、一定の長さに切断した後、プレス機によって成形する作業をいう。

乾燥とは・・・

成形された瓦を乾燥炉にて乾燥させるとともに、瓦自体のねじれの検査や選別を行う作業をいう。

施釉とは・・・

釉薬を用いて瓦に色を付ける作業をいう。

<減免事由を証する書類>

- ・当該事業内容を証する書類
- ・対象となる施設の平面図

様式

住所又は所在地	法人番号	
氏名又は名称	電話番号 ()	
代表者氏名	この申請に 前添できる方	担当者

事業所税減免申請書

受付印
明石市長 様
年 月 日

明石市条例第14.4条第2項の規定に基づき、下記のとおり減免を申請します。

事業年度又は課税期間	年 月 日 から 年 月 日 まで
減免申請の事由	明石市市税条例施行規則第19条第1項第____号に該当

【減免対象施設】

事業所用家屋の所在地	減免対象事業所床面積 (資産割)	減免対象給与総額 (従業員割)
円	㎡	円
円	㎡	円
円	㎡	円
合計	① ㎡	② 円

【減免税額の計算】

【上記の減免対象施設に係る税額】	③ 円	④ 円	⑤ 円
【減免割合】	⑥ ()	⑦ ()	⑧ ()
【上記の減免対象施設に対する減免税額】	⑨ 円	⑩ 円	⑪ 円
【納付額の計算】	⑫ 円	⑬ 円	⑭ 円

【第44号様式の⑩と⑬を合計した金額】	00 円
【減免税額】 (減免事由が複数ある場合は、1枚目に減免申請書の⑩欄の合計額を記入)	00 円
【減免税額を控除した後の事業所税額】	00 円

※減免理由を証明する関係書類を添えて、申告書と合わせて提出してください。

⇒様式第44号の⑩に転記してください。